

「ふくしまカード（仮称）」の名称・デザイン応募要項

1 「ふくしまカード（仮称）」の趣旨

東日本大震災の発生以降、福島県の復旧・復興に向けて、県内外の皆様から、あらゆる場面で様々な、心温まる支援をいただいております。

こうした福島県を支援したいという気持ちと、支援に対する感謝の気持ちを結び付けるため、「ふくしまカード（仮称）」を創設することとしました。

2 「ふくしまカード（仮称）」の概要

「ふくしまカード（仮称）」は、クレジット機能付きの会員カード（年会費無料）です。

このカードで買い物されますと、売上の一部が風評被害の払拭・福島県産品の振興に役立てられます。

また、会員に加入されますと、通常のポイントに加えて、福島県のアンテナショップ「ふくしま市場」や「福島県八重洲観光交流館」等でのご利用に応じてポイントが加算され、貯まったポイントを福島県産品等と交換することができます。

3 応募資格

年齢、プロ・アマを問わずどなたでも応募できます。

4 応募作品の基準

(1) 「名称」の部

ア 上記1及び2の「ふくしまカード（仮称）」の趣旨・概要を踏まえた、福島県の会員カードとしてふさわしい名称とします。

イ 応募作品は、自作、未発表のものに限ります。また、1応募者あたり2点以内とします。

ウ 「名称の意図・コンセプト」を100字程度で説明してください。

(2) 「デザイン」の部

ア 上記1及び2の「ふくしまカード（仮称）」の趣旨・概要を踏まえた、福島県の会員カードとしてふさわしいデザインとします。

イ 応募作品は、自作、未発表のものに限ります。また、応募点数に制限はありません。

ウ 「デザインの意図・コンセプト」を100字程度で説明してください。

エ 画材、色彩、技法は自由です。応募用紙の「デザイン」欄又はA4版の大きさの用紙に作成してください。

オ コンピュータ・グラフィックスによる作品も可とします。

5 応募方法

(1) 「名称」の部、「デザイン」の部それぞれの応募用紙に記入の上、下記の応募先に郵送でお送りください。ファックスやメールでの応募は受け付けておりません。

(2) 応募用紙は、株式会社日専連ライフサービス、県産品振興戦略課及び財団法人福島県観光物産交流協会ホームページからダウンロードできます。

また、福島県 県産品振興戦略課、各地方振興局企画商工部、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所、財団法人福島県観光物産交流協会、アンテナショップ「ふくしま市場」及び「福島県八重洲観光交流館」で配付しております。

(3) 「デザイン」の部の応募用紙を郵送する際は、厚紙などを両面にあててイラストが折れないように包装し送付してください。

【応募先】 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
「ふくしまカード（仮称）」推進協議会（県産品振興戦略課）行き
TEL：024-521-7296
※封筒表紙には『ふくしまカード応募』と朱書きしてください。

6 募集期間

平成24年4月2日（月）～5月31日（木）〔当日消印有効〕

7 選考

応募いただいた作品は、専門家等を交えた選定委員会で審査・選考します。

8 賞及び副賞

(1) 「名称」の部

最優秀賞（県知事賞）・・・1点 ギフトカード3万円＋県産品5,000円以上相当

特別賞（対象は小学生以下）・・・1点 県産品5,000円以上相当

(2) 「デザイン」の部

最優秀賞（県知事賞）・・・1点 ギフトカード10万円＋県産品5,000円以上相当

優秀賞・・・・・・・・・・2点 県産品5,000円以上相当

特別賞（対象は小学生以下）・・・1点 図書カード1万円＋県産品5,000円以上相当

9 結果発表

平成24年7月頃に各賞の応募者（以下、「入賞者」という。）へ通知するとともに、ホームページ等で発表します。また、表彰式を行う場合もあります。入賞者以外の方は、ホームページ等への掲載をもって結果通知に代えさせていただきますので、御了承ください。

10 入賞作品の取扱いについて

(1) 入賞作品の著作権はすべて福島県に帰属します。

(2) 最優秀作品は、「ふくしまカード（仮称）」のほか、福島県広報及びホームページ、各種印刷物、各種PRグッズ等に使用する場合があります。

(3) 最優秀作品の使用にあたっては、オリジナルデザイン、色彩等を補作・修正する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。また、単色・モノクロで使用する場合があります。

(4) デジタルデータで作品を作成された場合は、後日データを提供していただきます。

11 入賞作品以外の法的取扱いについて

入賞作品以外の応募作品の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

12 注意事項

(1) 応募作品は、原則として返却いたしません。

(2) 応募作品の制作者が未成年の場合は、保護者が同意の上、応募してください。

(3) 応募作品は、応募者が著作権を有する作品に限ります。他の作品と同一又は類似しているもの、公序良俗その他法令の定め反するもの、第三者の権利を侵害しているもの、他のコンテスト等に入賞されたものは、審査の対象外となります。また、結果発表後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、入賞は無効となります。なお、応募時に他のコンテスト等に申し込みしている場合は、応募用紙にその旨記載してください。

(4) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決し、福島県は一切の責任を負いません。当公募にあたり応募者は主催者の運営方法に従うものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。

13 問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎10階）

「ふくしまカード（仮称）」推進協議会（事務局：福島県 県産品振興戦略課）

TEL：024-521-7296 FAX：024-521-7888

E-Mail：trade-promotion@pref.fukushima.jp